

広報りくぜんたかた

〈臨時号⑭〉

【発行】

陸前高田市企画部協働推進室
(災害対策本部:学校給食センター)

平成23年3月31日

中小企業の事業主の皆さんへ(岩手県からのお知らせ)

県では、「平成23年東北地方太平洋沖地震」により、事業活動に支障が生じている県内中小企業者に、早期の事業再開を行うために必要な資金を融資します。

▽融資対象者 本市において、事務所または事業所が罹災した中小企業者で、市長が発行する罹災証明書を受けた人

※罹災証明書を受けることが困難な場合は、当分の間金融機関または県信用保証協会が罹災状況を確認することで、証明書を受けない罹災中小企業も貸し付け対象者としています。

▽融資条件

資金用途	設備資金・運転資金
融資限度額	1千万円以内
融資期間	10年以内(据置期間3年以内)
融資利率	固定金利 融資期間に応じて次のとおり 融資期間3年以内 年1.7%以内 3年超10年以内 年1.9%以内 ※セーフティネット保証(1～6号)を利用する場合は、年0.1%引き下げ
保証料率	県信用保証協会の信用保証を付し、保証料率は年0.45～1.50%(9区分) セーフティネット保証を利用する場合は、年0.6%または0.7% ※信用保証料は県が全額補給を行いますので、ご負担はありません。
担保	不要
保証人	原則として法人における代表者を除き不要

▽取扱期間 平成24年3月31日まで

▽申込方法 最寄りの取扱金融機関にご相談ください。

《取扱金融機関》普通銀行、信用金庫、(株)商工組合中央金庫の県内各本支店

※融資を受けるには、取扱金融期間の融資審査、県信用保証協会の保証審査が必要となり、審査の結果ご希望に添えないこともあります。

詳しくは、岩手県商工労働観光部経営支援課金融担当(電話019-629-5542)まで。

◆雇用保険失業給付、雇用調整助成金等について(ハローワークからのお知らせ)

ハローワークでは、このたびの大震災にかかる雇用失業保険給付の特例措置を講じています。

1 ハローワークに来所できない方々の「失業の認定日」の取り扱いについて

雇用保険失業給付を受給している方が、災害のため指定された失業の認定日に、ハローワークに来所できないときは、電話などで連絡すれば失業の認定日を変更することができます。

2 居住地管轄ハローワーク以外での失業給付の受給手続きについて

交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、来所可能なハローワークで失業給付の手続きをすることができます。

3 災害時における雇用保険の特例措置について

【概要】

①事業所が被災したことにより、休止・廃止したために休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない状態にある方については、実際に離職していなくても失業給付(雇用保険の基本手当)を受給できます。(休業)

②災害救助法の指定地域にある事業所が被災し、事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。(離職)

また、大震災被害に伴い「従業員が出勤できない」、「原材料の入手ができない」、「来客がない」

【裏面もご覧ください】

等の経済上の理由により、事業活動が縮小した場合には雇用調整助成金制度（中小企業で休業手当相当額等の原則8割）が利用できます。

詳しくは、岩手労働局職業安定課（電話019-604-3004、または080-5949-8155）まで、またはハローワーク大船渡に直接お越してください。

◆高田高校から登校日のお知らせ

県立高田高等学校から、新2・3年生の登校日についてお知らせいたします。

▽登校日 4月8日（金）

▽集合場所 第一中学校

▽集合時間 ①新2年生 午前9時、②新3年生 午前10時30分

▽持ち物 上履き

※定刻までに第一中学校の校門近くに集合してください。なお、制服がある人は、制服を着用のうえ登校してください。

◆住宅が損壊し、新たに農地に住宅を建設する方へ（農業委員会からのお知らせ）

このたびの大震災で住宅が損壊したため、農地（田・畑）に「仮設住宅」や「一般個人住宅」を建設する場合の農地法の適用について、下表のとおりお知らせいたします。

農地転用の許可申請	
通常	・自己所有の農地に建設する場合→農地法第4条を適用 ・賃貸借や売買により用地を取得して建設する場合→農地法第5条を適用
震災の特例措置	※早急に、また宅地以外の土地がない場合に限り、復旧にかかる応急対応として、特別に着工後に転用許可申請をできるものとします。

※設置状況の把握のため、事後でかまいませんので設置場所と設置者の氏名などを農業委員会にお知らせ願います。

◆4月2日に無料弁護士相談を実施

4月2日（土）午前9時から午後4時まで、市役所仮庁舎にて無料弁護士相談を実施します。このたびの震災にかかる相続や生活相談など、皆様のお悩みについて専門家が対応いたします。相談を希望される方は、当日に現地までお越してください。

◆4月1日から巡回歯科診療を開始

社団法人岩手県歯科医師会では、次のとおり各避難所を巡回して診療を行います。なお、第一中学校では、従来どおり平日の午前9時～正午、午後2時～4時、土日は午前9時から正午まで診療を行っています。

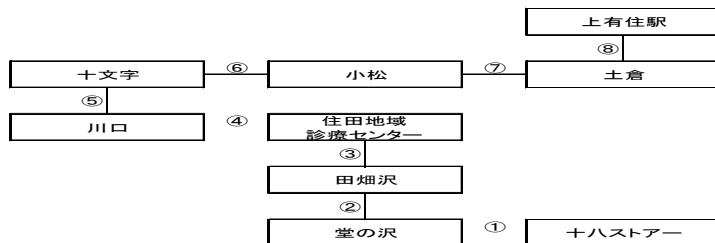
▽巡回日程 4月1日（金）下矢作コミセン、2日（土）長部小学校、5日（火）広田小学校、6日（水）モビリア、7日（木）高寿園（診療時間は、詳細が決まり次第広報でお知らせします）

◆4月1日から住田町のコミュニティバスが、陸前高田～住田間の運行を開始

岩手県交通が運行を再開するまでの間、住田町では、4月1日（金）から23日（土）まで、コミュニティバスを特別運行します。

料金は1区域100円となっており、右図にしたがって計算します。詳細は、各避難所にバスダイヤなどを配布しておりますので、ご確認ください。

☆運行区域の設定について



【料金計算例】十八ストアから住田地域診療センターまで利用した場合、①・②・③の3つの区域で乗車することから、料金は100円×3区域＝300円となります。

◆無料災害用メガネサービス及び補聴器の電池無料サービスのお知らせ

（株）ミキでは、無料災害用メガネサービス及び補聴器の電池無料サービスを下表のとおり行います。（ただし、数量には限りがあります）

会場	日時
第一中学校	4月 1日（金）午前11時～午後1時、午後1時30分～午後5時
長部小学校	4月15日（金）午前11時～午後1時30分
広田小学校	4月15日（金）午後3時～5時

【表面もご覧ください】

